

6 サービス等の円滑な提供及び必要な見込量の確保のための方策

(1) 障害福祉サービス基盤の整備・促進

障がい者に障害福祉サービスを円滑に提供するには、そのサービスを供給することのできる事業所等が充分整備されていることが必要ですので次のような方策を推進します。

<サービス基盤の整備・促進方策>

- 既存施設等のサービス事業者に対して、新体系サービスへの移行に関わる情報提供・助言等の支援を行うことで円滑な移行を促進します。
- 障がい者の一般就労を促進するため就労移行支援事業や雇用型の就労継続支援事業A型については、新規参入を含め情報提供・助言等を行い支援します。
- 施設入所者等の地域移行の居住先として、ケアホーム・グループホームは非常に重要であり、その整備を促進するため、整備補助や建設にかかるの情報提供・助言等を行い支援します。

(2) 相談支援体制の充実・強化

障がい者が地域で自立して生活するためには、障害福祉サービスの基盤整備だけでなく、自分にあったサービスを適切に選択し利用できることが必要であり、そのための相談支援体制の充実・強化が重要ですので次のような方策を推進します。

<相談支援体制の充実・強化の方策>

- 指定相談支援事業所については、その職員等への研修を充実・強化することにより、相談支援能力の更なる向上を図ります。
- 指定相談支援事業所の存在等が知られていない為に、相談支援を必要とする人がこれを利用できないことの無いように、地域の民生・児童委員等への説明会を開くなど、相談支援事業所の周知・広報に努め、利用を促進します。
- 市役所や保健福祉センターでのケアマネジメントについて、研修等の充実により相談支援能力向上を図ります。

(3) 熊本市障がい者自立支援協議会の設置・活用

【設置目的】

障がい者及び障がい児が、能力及び適性に応じ住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、適正な相談支援事業の実施、地域の関係機関によるネットワークの強化及び社会資源の開発、改善等を推進することを図ります。

【構成委員】

指定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関関係者、学校・教育機関関係者、企業・雇用機関関係者、障がい福祉施設関係者、障がい者関係団体代表者、障がい当事者、学識経験者

【主な機能】

- 相談支援事業所の運営方法等の検討
- 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（必要に応じて、当該事例の支援関係者等より参考意見を聴取する。）
- 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- 地域の社会資源の点検及び開発
- 熊本県障がい者自立支援協議会との連絡、調整
- 分野別の部会の設置、運営（H20 から 暮らし部会、就労部会、子ども部会）

【運営方法】

全体会議を3ヶ月に一度、年4回開催、 分野別部会を月1回程度

(4) 障がい者の地域生活移行の一層の促進

福祉施設や医療機関等に入所・入院中の障がい者が、本人の希望に基づき地域生活へ移行できるよう、その受け皿となる自立訓練事業やグループホーム・ケアホーム等については必要量の確保が重要です。また適切なサービス利用のための相談支援体制も重要ですので次のような方策を推進します。

＜地域生活移行の支援方策＞

- サービス基盤の整備及び利用のための相談支援体制については、前記（1）及び（2）のとおり充実を図ります。
- 県の「精神障がい者地域移行支援特別対策事業」を受けて、退院可能精神障がい者の地域生活移行については、医療機関関係者、福祉関係者及び学識経験者等を委員とする「地域移行支援会議」を開催して地域生活移行希望者の支援計画を作成して支援します。

（５）一般就労等への移行支援の強化

障がい者の一般就労等を促進するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業Ａ型の就労支援に関わるサービスを推進し、障がい者の就業能力を高めるとともに、熊本障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の雇用関係機関、特別支援学校等の教育機関、企業等との連携をさらに強化し、障がい者がその能力を活かしながら働き続けられる環境づくりが重要です。で次のような方策を推進します。

＜障がい者の雇用・就労支援対策＞

- サービス基盤の整備及び利用のための相談支援体制については、前記（１）及び（２）のとおりに充実を図ります。
- 熊本市障がい者自立支援協議会に就労部会を設置し、雇用関係機関や企業等との連携をさらに強化します。
- 知的障がい者及び精神障がい者を市嘱託員として１年間雇用すること及び市役所にてインターンシップ（職場実習）を受け入れることにより、本人の就労能力及び就労意欲を高めるとともに、障がい者雇用・就労についての市民、企業、職員の理解を深めます。また、嘱託員については雇用期間の満了する１年後には、一般就労を目指します。
- 障がい者支援施設等との随意契約範囲を役務の提供まで拡大した平成 20 年の地方自治法施行令の改正を受け、障がい者支援施設等との契約拡大を目指します。
- 障がい者製作製品について、熊本市総合保健福祉センター（ウェルパルくまもと）１階にて常設展示を行い、また市ホームページにて紹介し、障がい者就労の理解を促進します。

（６）虐待防止に対する取組みの強化

障がい者に対する虐待については、虐待であるとの認識が低いことや最初は軽度な権利侵害がエスカレートして最後は虐待に至るケースがあることなどから、防止するためには「市民等の理解促進」や「未然に防ぐネットワークの構築」、発生に迅速に対応するための「通報対応システムの構築」等の手段を講じることが重要ですので、次のような方策を推進します。

＜本市における虐待防止方策＞

- 市民、事業所等に対して「障がい者虐待防止」・「障がい者権利侵害防止」について周知徹底と啓発・広報活動を推進します。
- 熊本市障がい者自立支援協議会を中心に広い視点から虐待防止策を検討し、「虐待防止ネットワークの構築」を推進します。
- 被害者、関係者、一般住民等からの虐待に関する通報を受けた場合に、速やかな対応ができるように、通報から調査、指導に至る一連の流れを定めた「通報対応システムの構築」を推進します。